資料編

1 用語集

| 用語 | 解説 | | | |
|-----------------|------------------------------------|--|--|--|
| ワーク・ライフ・バラン | 国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を | | | |
| ス | 果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年 | | | |
| | 期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状 | | | |
| | 態のことを言います。 | | | |
| メディア・リテラシー | 情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす能力です。メディアの | | | |
| | 特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、 | | | |
| | あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと | | | |
| | をいいます。 | | | |
| セクシュアル・ハラスメ | 性的いやがらせのことで、雇用の場においては、「相手の意に反した性 | | | |
| ント | 的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の | | | |
| | 不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就労環境を著 | | | |
| | しく悪化させること」と考えられています。 | | | |
| DV(ドメスティック・ | 一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふ | | | |
| バイオレンス) | るわれる暴力」のことを示すとされます。「暴力」とは、身体に対する | | | |
| | 暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指します。 | | | |
| デートDV | 恋人や交際相手などの親密な関係にある者(配偶者等を除く)の一方 | | | |
| | から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。 | | | |
| エンパワーメント | カ (パワー) をつけることの意です。女性のエンパワーメントは、男女 | | | |
| | 共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会の | | | |
| | あらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存 | | | |
| | 在となり、力を発揮し、行動していくことです。 | | | |
| NPO (Non Profit | ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体 | | | |
| Organization) | の総称です。 | | | |
| 男女雇用機会均等法 | 正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等 | | | |
| | に関する法律」と言います。雇用の分野における男女の均等な機会と | | | |
| | 待遇の確保を目的として、昭和61年4月から施行された法律です。同法 | | | |
| | では労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにお | | | |
| | いて男女間の差別の禁止などが規定されています。 | | | |

| 用語 | 解説 |
|------------------|-----------------------------------|
| 育児・介護休業法 | 仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成3年5月に施行された |
| | 法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことがで |
| | きるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置につ |
| | いて定められています。 |
| パワー・ハラスメント | 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の |
| | 優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を |
| | 与える又は職場環境を悪化させる行為のことを言います。 |
| SNS (Social | 人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイ |
| Networking Site) | トです。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を |
| | 提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」 |
| | といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供しま |
| | す。 |
| リプロダクティブ・ヘル | 「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。個人、特に女性が生 |
| ス/ライツ | 涯に渡って、主体的に自らの身体について自己決定を行い、健康を享 |
| | 受する権利のことを言います。身体的・精神的・社会的な諸権利が基 |
| | 本的人権として保障されるとして、子どもを産む、産まない、いつ何 |
| | 人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出 |
| | 産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。 |
| メンタルヘルス | 精神面における健康のことで、心の健康、精神衛生、精神保健と称さ |
| | れ、主に精神的な疲労、ストレス、悩み、などの軽減・緩和とそれへの |
| | サポートのことを言います。うつ病などの心の病気(精神疾患)の予 |
| | 防を目的とした場面で使われます。 |
| M字型曲線 | 女性の年齢別就労率(労働カ人口比率、労働カ率)を折れ線グラフで |
| | みた場合、学卒後と子育て後終了後を2つの山とし、その間の子育て |
| | 期が谷のようになって、ちょうどMの字のような形になっていること |
| | をいいます。 |
| 女子差別撤廃条約 | 正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 |
| | と言います。あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権 |
| | 利の確立をめざして、1979年に国連総会で採択され、日本は国籍法の |
| | 改正や男女雇用機会均等法の公布、家庭科男女共修等の措置を講じた |
| | 後の1985年に批准しました。 |

| 用語 | 解説 |
|-------------|---------------------------------------|
| 配偶者からの暴力防止 | DVは家庭内の問題として捉えられ、被害者の救済が必ずしも十分に行 |
| 及び被害者の保護等に | われていませんでしたが、2001 (平成13) 年10月に施行された同法に |
| 関する法律 | より、DV加害者に対して被害者への接近禁止命令や住居からの退去命 |
| | 令などを発することができるようになりました。 |
| 配偶者暴力相談支援セ | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、 |
| ンター | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、(1) 相談又は |
| | 相談機関の紹介、(2) カウンセリング、(3) 被害者及び同伴者の緊急時 |
| | における安全の確保及び一時保護、(4) 自立して生活することを促進 |
| | するための情報提供その他の援助、(5)被害者を居住させ保護する施 |
| | 設の利用についての情報提供その他の援助、(6) 保護命令制度の利用 |
| | についての情報提供その他の援助等を行います。都道府県の婦人相談 |
| | 所その他適切な施設においてその機能を果たすものとされ、平成19年 |
| | の改正により、市町村が設置する適切な施設においてもこの機能を果 |
| | たすよう努めるものとされました。 |
| 固定的な性別役割分担 | 「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定 |
| 意識 | 的に分ける考えのことをいいます。女性が「固定的性別役割分担意識」 |
| | によって社会進出を阻まれてきた、ということはよく言われますが、 |
| | 男性も「男は仕事」、「男は強くなければならない」など、性別による役 |
| | 割の固定化を受けてきたと言えます。 |
| 男女共同参画社会基本 | 男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公 |
| 法 | 共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の |
| | 形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女 |
| | 共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし |
| | て、平成11年6月に公布、施行されました。 |
| 女性の職業生活におけ | 女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、 |
| る活躍の推進に関する | 活躍できる環境を整備するため、平成27年8月に成立した法律です。こ |
| 法律(女性活躍推進法) | の法律により、平成28年4月1日から、国、地方自治体や労働者301人以 |
| | 上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに |
| | 義務づけられます。 |

| 用語 | 解説 |
|-----------|----------------------------------|
| 選択的夫婦別姓制度 | 結婚する際に夫婦同姓か夫婦別姓かを自由に選べる制度のことです。 |
| ストーカー規制法 | ストーカー行為に対する処罰などの規制と、被害者に対する援助を定 |
| | め、平成12年に成立した法律です。正式名称は「ストーカー行為等の |
| | 規制等に関する法律」。ストーカーとは、一方的に関心をいだいた相手 |
| | がいやがるにもかかわらず、執拗につきまとう人のことを言います。 |

2 計画策定の経緯

| 日 程 | 内容等 |
|--------------|----------------------------------|
| 平成27年 1 月30日 | 男女共同参画社会に関するアンケート調査実施 |
| ~ 2月23日 | |
| 平成27年 4 月28日 | 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱施行 |
| | 第1回第三次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 |
| | ・第三次大泉町男女共同参画推進計画策定スケジュールについて |
| 平成27年6月15日 | ・第三次大泉町男女共同参画推進計画策定骨子案等について |
| 十成27年6月13日 | 第1回第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 |
| | ・第三次大泉町男女共同参画推進計画策定について |
| | ・第三次大泉町男女共同参画推進計画骨子案について |
| 平成27年7月28日 | 第三次大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議 |
| 一块27年7月20日 | ・第三次大泉町男女共同参画推進計画書素案について |
| 平成27年8月17日 | 第2回第三次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 |
| 十成27年6月17日 | ・第三次大泉町男女共同参画推進計画書素案について |
| 平成27年8月20日 | 第2回第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 |
| 十成27年 8 月20日 | ・第三次大泉町男女共同参画推進計画素案について |
| 平成27年9月2日 | 第3回第三次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議(電子会議) |
| 十成27年9月2日 | ・第三次大泉町男女共同参画推進計画書素案修正について |
| 平成27年11月10日 | パブリックコメントの実施 |
| ~12月14日 | |
| 平成28年1月7日 | 第4回第三次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議(電子会議) |
| | ・パブリックコメントの実施結果・回答内容について |
| | ・計画書(原案)について |
| 平成28年 1 月20日 | 部長会議 |
| | ・パブリックコメントの実施結果・回答内容について |
| 平成28年 1 月28日 | 庁議 |
| | ・パブリックコメントの実施結果・回答内容について |

3 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会実現に向けて、その指針とすべき第三次大泉町男女共同参画 推進計画(以下「第三次推進計画」という。)の策定に当たり、その事務を適正かつ円滑に行うた め、必要な組織を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(策定懇談会)

- 第2条 第三次推進計画に広く町民の意見を反映させるための組織として、大泉町男女共同参画推進 計画策定懇談会(以下「策定懇談会」という。)を置く。
- 2 策定懇談会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱する。
 - (1) 社会福祉に識見を有する者
 - (2) 母子保健に識見を有する者
 - (3) 国際理解に識見を有する者
 - (4) 人権擁護に識見を有する者
 - (5) 人権教育に識見を有する者
 - (6) 家庭教育に識見を有する者
 - (7) 社会教育に識見を有する者
 - (8) 学校教育に識見を有する者
 - (9) 町内企業を代表する者
 - (10) 勤労者を代表する者
 - (11) 男女共同参画に識見を有する者
- 3 策定懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって選出する。
- 4 策定懇談会は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (策定委員会)
- 第3条 第三次推進計画の原案の作成に当たるための組織として、大泉町男女共同参画推進計画策定 委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。
- 2 策定委員会は、別表第1に掲げる職員をもって組織し、町長が任命する。
- 3 策定委員会に委員長を置き、企画部長をもって充てる。
- 4 策定委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

- 第4条 策定委員会の協議資料を作成するための組織として、大泉町男女共同参画推進計画実務担当 者会議(以下「実務担当者会議」という。)を置く。
- 2 実務担当者会議は、別表第2に掲げる職員をもって組織し、町長が任命する。
- 3 実務担当者会議に会長を置き、国際協働課長をもって充てる。
- 4 実務担当者会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第5条 策定懇談会、策定委員会及び実務担当者会議の庶務は、企画部国際協働課において処理する。 (その他)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、第三次推進計画の策定が完了したときにその効力を失う。

別表第1(第3条関係)

| 企画部長 |
|------------|
| 総務課長 |
| 安全安心課長 |
| 広報情報課長 |
| 国際協働課長 |
| 福祉課長 |
| 高齢福祉課長 |
| 子育て支援課長 |
| 国保介護課長 |
| 健康づくり課長 |
| 住民課長 |
| 商工振興課長 |
| 農政課長 |
| 学校教育課長 |
| 生涯学習課長 |
| スポーツ文化振興課長 |

別表第2 (第4条関係)

図書館長

| • | ガム (カェ 木 肉 /// / |
|---|--------------------------------|
| | 国際協働課長 |
| | 総務課人事係長 |
| | 安全安心課危機管理係長 |
| | 広報情報課広報広聴係長 |
| | 国際協働課国際協働係長 |
| | 福祉課社会福祉係長 |
| | 福祉課障害福祉係長 |
| | 高齢福祉課高齢福祉係長 |
| | 子育て支援課子育て支援係長 |
| | 保育園長 |
| | 国保介護課介護保険係長 |
| | 健康づくり課健康づくり係長 |
| | 住民課住民係長 |
| | 商工振興課商工振興係長 |
| | 農政課農業振興係長 |
| | 学校教育課学校教育係長 |
| | 生涯学習課生涯学習係長 |
| | スポーツ文化振興課スポーツ文化振興係長 |
| | 公民館長 |
| | |

4 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会委員名簿

(敬称略)

| 番号 | 区分 | 氏 名 | 所属•役職等 | 備考 |
|----|--------------|--------|--------------|-----|
| 1 | 社会福祉に識見を有する者 | 菅田 斌之 | 民生委員児童委員協議会 | |
| 2 | 母子保健に識見を有する者 | 青木 章子 | 母子保健推進協議会 | |
| 3 | 国際理解に識見を有する者 | 湯澤 美津子 | 大泉ユネスコ協会 | |
| 4 | 人権擁護に識見を有する者 | 川島 千枝子 | 人権擁護委員 | |
| 5 | 人権教育に識見を有する者 | 田中 賛 | 人権教育推進委員会 | 副会長 |
| 6 | 家庭教育に識見を有する者 | 加藤 久子 | 地域活動連絡協議会 | |
| 7 | 家庭教育に識見を有する者 | 川島 忠三 | 小中学校PTA連絡協議会 | |
| 8 | 社会教育に識見を有する者 | 髙橋 由美子 | 社会教育委員 | 会 長 |
| 9 | 学校教育に識見を有する者 | 梅澤 光広 | 校長会 | |
| 10 | 町内企業を代表する者 | 松野 和之 | 労働教育委員会 | |
| 11 | 勤労者を代表する者 | 鷲沢 猛 | 労働教育委員会 | |
| 12 | 公募による町民の代表者 | 中村 京子 | 公募 | |
| 13 | 公募による町民の代表者 | 小原 弘美 | 公募 | |
| 14 | 公募による町民の代表者 | 杉本 春美 | 公募 | |
| 15 | 学識経験者 | 今関 節子 | 高崎健康福祉大学特任教授 | |

5 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定委員名簿

(敬称略)

| 所 属 | 職名 | 氏 名 | 備考 |
|---|------------|--------|-----|
| 企画部 | 企画部長 | 宮永 孝雄 | 委員長 |
| <i>ቀ</i> ለ> ፯ ⁄⁄፯ | 総務課長 | 笠松 智広 | |
| 総務部 | 安全安心課長 | 井達 房一 | |
| 人 面如 | 広報情報課長 | 千吉良 輝夫 | |
| 企画部 | 国際協働課長 | 加藤 博惠 | |
| | 福祉課長 | 竹内 寿治 | |
| 社会福祉部 | 高齢福祉課長 | 長谷川 則雄 | |
| | 子育て支援課長 | 荒田 幸江 | |
| / · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 国保介護課長 | 青木 宜尚 | |
| 健康推進部 | 健康づくり課長 | 石井 有 | |
| | 住民課長 | 糸井 昌信 | |
| 住民経済部 | 商工振興課長 | 岩瀬 和重 | |
| | 農政課長 | 多々木 伸二 | |
| | 学校教育課長 | 岩上 秀明 | |
| 教育委員会事務局 教育部 | 生涯学習課長 | 大澤 慎哉 | |
| · | スポーツ文化振興課長 | 関本寿雄 | |

6 第三次大泉町男女共同参画推進計画実務担当者名簿

(敬称略)

| | 所 属 | | 氏 | 名 | 備 | 考 |
|--|-----------|------------|-----|----|---|---|
| 企画部 | 国際協働課 | 国際協働課長 | 加藤 | 博惠 | 会 | 長 |
| ₩ 3友 立 □ | 総務課 | 人事係長 | 堀本 | 俊行 | | |
| 総務部 | 安全安心課 | 危機管理係長 | 笠松 | 弘美 | | |
| 今 西如 | 広報情報課 | 広報広聴係長 | 横倉 | 成才 | | |
| 企画部 | 国際協働課 | 国際協働係長 | 服部 | 真 | | |
| | 4= 11 =B | 社会福祉係長 | 初谷 | 英之 | | |
| | 福祉課 | 障害福祉係長 | 吉橋 | 貴子 | | |
| | 高齢福祉課 | 高齢福祉係長 | 糸田 | 京子 | | |
| 社会福祉部 | | 子育て支援課係長 | 宮永 | 健一 | | |
| | 子育て支援課 | 南保育園長 | 福田 | 紀子 | | |
| | | 北保育園長 | 小川 | 玲子 | | |
| | | 西保育園長 | 宮永 | 清美 | | |
| () () () () () () () () () () () () () (| 国保介護課 | 介護保険係長 | 福田 | 雅美 | | |
| 健康推進部 | 健康づくり課 | 健康づくり係長 | 川上 | 和良 | | |
| | 住民課 | 住民係長 | 萩口 | 由恵 | | |
| 住民経済部 | 商工振興課 | 商工振興係長 | 田部井 | 久幸 | | |
| | 農政課 | 農業振興係長 | 岩瀬 | 隆久 | | |
| | 学校教育課 | 学校教育係長 | 竹田 | 淳一 | | |
| ******* | 生涯学習課 | 生涯学習係長 | 小林 | 勲 | | |
| 教育委員会事務局 教育部 | | 公民館長 | 岩瀬 | 善一 | | |
| ** | | 図書館長 | 石塚 | 智浩 | | |
| | スポーツ文化振興課 | スポーツ文化振興係長 | 岩瀬 | 光裕 | | |

●第三次大泉町男女共同参画推進計画 策定支援アドバイザー

共愛学園前橋国際大学 副学長 教授 大森 昭生

●第三次大泉町男女共同参画推進計画 事務局

企画部 部長 宮永 孝雄

企画部国際協働課 課長 加藤 博惠

国際協働係長 服部 真

主幹 松森 裕子

主査 栗原 正幸

主任 木月 健太

主任 鏑木 あゆみ

主事 篠原 亮太

第三次大泉町男女共同参画推進計画

平成28年3月発行

発 行 大泉町

編 集 企画部国際協働課

〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 TEL 0276-63-3111 (代表)